

## 教育長定例記者会見 会見録

日時：令和元年8月22日（木） 16時30分～

場所：教育委員室

### 冒頭発言

- ・ 県立特別支援学校教諭の窃盗容疑について（冒頭発言）

### 発表項目

- ・ 県立学校体育施設の使用料について（発表）

### 質疑事項

- ・ 県立特別支援学校教諭の窃盗容疑について（冒頭発言）
- ・ 夏休み明けの児童生徒への対応について

### 冒頭発言

発表項目が一つございますが、その前ということ、7月24日、県立特別支援学校教諭が東京ディズニーシーの土産物店において、窃盗容疑により逮捕されるという事案が発生しました。教諭の逮捕により、児童生徒、保護者をはじめ県民の皆様に、学校教育に対する不安を抱かせることになったことに対しまして、心からお詫びを申し上げます。

当該教諭は、8月14日（水）、処分保留により釈放されました。検察からは、現在捜査が継続中であることから、処分保留の理由、それから事案の内容等について、すべて捜査に関わることなので教えることはできないという風に言われております。処分については、捜査の結果を待つて行うこととなります。

発表前に一つお詫びの言葉を申し述べさせていただきました。

### 発表項目

今日の発表については、10月1日から県立学校の体育施設の使用料をご負担いただくことについてでございます。

本県は昭和52年から「県立学校体育施設開放事業」として体育施設を開放しています。これまでも、利用者の皆様には照明設備を使用した際の実費負担をご負担いただいておりますが、令和元年10月1日から体育施設の使用料についても、ご負担をいただくこととしました。

これは、2021年の第76回国民体育大会、それから第21回全国障害者スポーツ大会など、大規模なスポーツ大会が開催される機会をとらえたスポーツ振興の機運や現在策定中の第2次三重県スポーツ推進計画を踏まえ、老朽化した備品や用具の更新、ルール改正に対応した器具の整備、暑さ対策を含めた環境整備を図り、利用される皆様に良好な環境でスポーツに親しんでいただくために、使用料をご負担いただくこととしたものでございます。

体育施設の使用料については、「1 体育施設の使用料について」で記載したとおりです。この使用料については、県内市町や県立のスポーツ施設、他県の学校体育施設の使用料を参考に金額を設定しました。照明設備を使用した場合は、別途実費を基準とした額を加算をいたします。

体育施設の使用の手続きについては、「2 体育施設の使用許可申請について」で記載したとおりです。(1)～(5)までは、従来の手続きと同様でございます。(6)のとおり、体育施設の使用料は、学校から後日発行された納入通知書により、使用料を金融機関に納めていただきます。体育施設の使用を希望する場合は、まず、各学校まで施設の空き状況について、先にお問い合わせいただきますように、宜しくお願ひしたいと思います。

まだまだ残暑は厳しいですけども、10月はスポーツの秋とも言われますので、ぜひ県民のみなさまに、県立学校の体育施設についてもご活用いただき、スポーツに親しんでいただきたいと思ひます。

発表項目については、以上でございます。

### **発表項目に関する質疑**

#### **○県立学校体育施設の使用料について（発表）**

（質）体育施設の使用料を負担いただくことで、どのくらいの収入を見込んでいますか。体育施設の修繕等についてはいつから具体的に行っていきますか。

（答 保健体育課）使用料については、平成30年の実績から半期で600万円程度を想定させていただいています。集まったお金については、使用者のご意見を伺ったりとか、ルール改正等で大きな器具が必要な学校もあるでしょうし、あるいは使用実績が多い学校にそれ相応に割り当てるという考え方もあると思ひます。それは、今調整中でございます。しっかりと調整をしたうえで各学校に令達していきたく思ひています。

（質）対象になる施設は何施設くらいありますか。

（答 保健体育課）県立の高等学校と特別支援学校です。今年吊り天井工事とかで体育館を工事しているところもありますが、平成30年度は69の学校です。

（答）69は学校数ですか。

（答 保健体育課）学校数です。今の質問は、体育施設の数全部でいくつかということでしょうか。

（質）そうです。69校の何施設かということですか。

（答 保健体育課）体育館や運動場等を全て合わせて何施設かということですね。

（質）はい。

（答）あとにしますか。今、数値がないので、後で幹事社を通じて報告させていただきます。

（質）これは使用料に関する条例を新たに制定するということですか。

（答）もう条例を議会でもお認めいただきました。施行が10月1日からという条例にしていたので、10月1日から実際に使う方に利用料を頂戴するということが始まります。あと、聞かれてはいないんですが、これまでは照明設備のお金だけだったのですが、使用料をご負担いただくことについては、県民の皆様に向けて、報道の中でも色々取り上げていただければ嬉しいかなと思ひまして、今日の発表に至った次第でございます。

(質) このタイミングでというのは、とこわか国体に向けてということですか。

(答) そうです。とこわか国体とか障害者の大会もありますけど、その関係でみんなにスポーツに親しんでいただきたいし、広く使ってほしいと思っていますので。ご負担はいただくけれども、その分ボールを新しくしたりとか、色んなことを更新して、もっと体育施設を使ってほしいということで、このタイミングになったのは事実です。

(質) 国体に向けて設備を新しくしないといけないところもあるので。

(答) みなさんとともに更新していくということです。

(答 保健体育課) すいません。先ほどの平成30年度の体育施設の開放状況ですが、運動場が52、体育館が62、テニスコートが28、その他武道場等で一括りにしていますが39ということで、合計181の施設です。以上です。

(質) 半期で600万円ということは、年間では1,200万円が良いのですか。

(答 保健体育課) はい。

(質) 費用を取るにあたって、高校などでは部活動をかなりしていると思うが、例えばテニスコートを何面か空けておくなどの対応をするのでしょうか。

(答 保健体育課) 金額は、昨年度の実績に基づいて算出したものであり、そのような配慮をしたうえのものではありません。もう一点は、学校の施設であり、やはり主役は生徒となりますので、教育活動が行われている間は使用をお断りさせていただくこともあるということで、ご理解いただきたいと思います。

(質) 結構、使えない時もあるのでしょうか。

(答 保健体育課) 部活動の使用状況によっては、そのようなこともあります。

(質) 条例の可決はいつでしたか。

(答) 平成31年2月定例会議になります。

(質) 他県では、体育施設の使用料を取るのが一般的か、取らないのが一般的かどちらになるのでしょうか。

(答) 一般的という言葉では正しくはないとは思いますが、実際に取っている県もありますし、取っていない県もあります。使用料を取ることを決めたときに、色々と調べましたので。

(答 保健体育課) 取っている県は7県です。

(質) 使用料取っているのは全て県ですか。府とかは入っていないですか。

(答) 都、道、府はなく、全て県です。

(質) 無料は何県ですか。

(答) 三重県も取る県ですので、47から8を引いた39都道府県が取っていません。

(質) 7県は、三重県を含めているのですか。

(答) 含めていません。三重県を含めると8県になります。

### その他の項目に関する質疑

#### ○県立特別支援学校教諭の窃盗容疑について（冒頭発言）

(質) この教員は、職場に復帰していないと思いますが、退職の意向を示したりということはありませんか。

(答 教職員課) この職員は、現在は病気休暇を取得しています。退職の意思等は確認していません。

#### ○夏休み明けの児童生徒への対応について

(質) 夏休みが残り一週間程度ですが、子どもたちの不登校であったり、新学期が始まってから自殺が増えると言われているが、それについて県教育委員会としてどのように取り組むとか、呼びかけをしていますか。

(答) 毎年、休み明けの時期は子どもが不登校になりがちということもありますので、今年度特に何か通知を出したりとか、何かをしようということではありません。法律でも決まっています、無理に登校をさせるようなことを各学校はしていないし、できるだけ子どもたちが来やすいように声かけをしてもらったり、あるいは教育委員会事務局職員も見に行くなどしています。例えば、通学の時間にホームに見に行くなどして、もし不審なことを吐露する子がいれば、「どうしたの」と声かけをするようなことは毎年していることなので、今年度も同じようにさせていただく予定にしております。

#### ○県立特別支援学校教諭の窃盗容疑について (冒頭発言)

(質) 万引きですけど、万引きが続いているわけですが、不祥事が相次ぐ中で、事務処理ミスや誤りではなくて、万引きというある意味、意図的な犯罪が発生したこと自体をどう捉えていますか。

(答) 今回のことに限れば、意図的という点も含めて捜査継続中のことですので、今回の件と離れてですが、万引きというあってはならない、法そのものに触れることをするのは、言語道断のことで絶対にやってはいけないことです。これまでも根絶プラン等を作って学校に徹底していますが、地味ですし、繰り返しになりますけど、これからも続けていかなければいけないという思いを持っています。

(質) その対策を続けていく中で現に起きている状況だと、対策が果たして効果があったのかといったことや、対策の方法自体を見直していかなければいけないといった課題も出てくると思いますが。

(答) 2月に各学校に根絶をどうするんだときちっと作らせて、みんなで話をしながら、やっていくことを各学校で進めている途中ですので、新たに何かということではありません。市町教委は別ですが、各次長級や課長が各学校へ行き、面談をして、実際その取組はどうだということも検証しているところですので、その中でもっとこうしたらなくせるのではないかとということも学校の教職員と意見交換しながら、もう少し深めた形での聞き取りもやっていきたいと思っています。

(質) そもそも予兆や悩み、ストレスがあったりという状況も見抜けなかったんでしょうか。当該教員にそういう予兆があったのか、なかったのか。あったとしたらどう対処したのか。

(答) 今回の教諭のことについては、先ほども申し上げましたが、捜査継続中でどういう状況であったかをお示しできない状況ですので、一般論としてですけども、ずっと取組をしてきて、それでも発生したということについて、報道されて逮捕されという事実については、本当にあってはならないという言葉でしかなく、それは予兆とかではなく、根源的

に絶対にしてはいけない、法律に触れることです。今回、7月に窃盗があったということで、7月に校長会の理事会がありましたし、8月にも校長会がありましたので、私も行って、もう一回、必ず個々の教職員にどんな形でも良いから声をかけてほしいと言ってきたところです。これまでと変わっていませんけども、そこについてはさらに深めていきたいと考えています。

（質）一般論だとしたら、容疑を認めて説明している状況も含めて報道で伝わっているわけですね。冤罪の可能性もあるということですか。

（答）処分保留で釈放というところの理由も全く教えていただけていませんし、事案の内容についても全く教えていただけていない状況ですので、それ以上のことは今の段階では何も全くわからない状況です。当時、逮捕された事実があるということと、報道された内容しかわかりませんので、そこは控えさせていただきたいと思います。

（以上）16時49分 終了